

論点に対する回答

省 庁 名	法務省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>本年5月15日、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第37号）により、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象が時限措置として拡大され、単体計算書類等についても認められたところ。当該省令は施行日（令和2年5月15日）から起算して6か月を経過した日に効力を失うこととされているが、新型コロナウイルス感染症の影響が来年以降も継続するおそれがあることに加え、将来に向けての株主総会プロセスのDXを促進する観点からも、経済界からは、本対応の恒久化を要望する声があがっている。</p> <p><論点> 本年5月15日に公布及び施行された会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令による、ウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象の拡大について、恒久化を図るべく、必要な措置を講じるべきではないか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>（1）本省令改正は、本年6月の定時株主総会の集中時期を前に、新型コロナウイルスの影響（ロックダウン等により海外子会社の監査が進まないことや、企業の決算業務担当者及び会計監査人である監査法人の公認会計士の出勤が困難であったことなど）により、決算・監査業務に遅延が生じているとの指摘がされたことから、緊急措置として行ったものである。しかし、6月の定時株主総会や7月以降に開催された定時株主総会において、招集通知の発出までに計算書類等の資料の準備が間に合わず例年通り書面により株主に提供することができなかった企業は少なく、また、現在、決算・監査業務についてリモート化を進める取組み等も行われており、決算・監査業務について遅延の問題は生じていないと承知している。</p> <p>（2）本省令改正は、上記のとおり、新型コロナウイルスの影響による決算・監査業務の遅延という問題に対応するための緊急措置として行ったものである。</p> <p>他方で、令和元年12月11日公布された会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）においては、株主総会の資料を自社のホームペー</p>	

ジ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知した場合には、株主に対し、株主総会資料を適法に提供したものである株主総会資料の電子提供制度（以下「電子提供制度」という。）が創設された。電子提供制度は、法制審議会の議論及び国会における審議を経て、会社法の改正により創設されたものであるが、その施行は、システムの改修等に時間を要するため令和4年度中を予定している。本省令改正は、電子提供制度の一部を、法務省令の改正によって前倒しで実施するものとなっているが、緊急措置であったため、電子提供制度とも内容が異なっている。例えば、電子提供制度は株主総会資料の全部を対象とするのに対し、本省令改正は、従前はウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされていなかった単体の計算書類等の一部の資料を同制度の対象とするものであるが、株主総会資料の一部（株主総会参考書類や事業報告の記載事項のうち典型的に重要と考えられるもの）については、引き続き書面により提供することが原則となる。また、株主保護の観点から、電子提供制度においては、書面の交付を希望する株主には書面交付請求権を保障することとしているが、本省令改正においては、株主の利益を不当に害することがないように配慮しなければならないとのみ定め、その具体的な方法は各社の判断に委ねることとしており、書面の交付を希望する株主に対し、事前に書面で株主総会資料が提供されることが必ずしも保障されていない。

（3）以上を踏まえ、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の拡大の措置については、新型コロナウイルスの決算・監査業務への影響等の諸情勢を踏まえてその必要性を改めて確認しつつ、株主総会のプロセスにおけるDXの促進及び株主の権利の保護とのバランス、電子提供制度との平仄等も考慮し、新たな適切な制度を設ける方向で検討したいと考えている。